

將軍生母浄円院の本坂通通行

橘 敏 夫

はじめに

享保3年(1718)4月、江戸幕府の第8代將軍徳川吉宗の生母浄円院が、紀伊和歌山から江戸に下向した。これについては、『参河国聞書』による「同三戊戌年四月、浄円院様〔公方吉宗公御母公〕発駕紀州、江戸へ御下向。若御年寄石川近江守(享保)、朽木周防守(明綱)、並大番組供奉ス。従赤坂至遠州気賀宿。継人馬応高百石人足十四人、馬四疋ノ積焉。」との記述が周知して(1)、浄円院が東海道赤坂宿から御油宿を經由し、本坂通を利用して気賀宿に至ったとする理解が一般的であるようだ(2)。

本坂通とは、東海道御油宿から分岐し、浜名湖の北側を三河嵩山-遠江三ヶ日-同気賀-同市野と過ぎ、再び東海道見付宿と合流する街道である。このうち市野からは浜松宿に出る道筋もある。同様に御油宿から吉田宿までたどり、そこから北上して長楽追分で本坂通に合流し、嵩山に至る道筋もある。

幕府が本坂通に対して政策的対応を迫られたひとつのきっかけに、宝永4年(1704)10月の地震による東海道の交通途絶がある。浜名湖上を通行する今切渡船路の復旧後も利用者が東海道に戻らず、減少に困窮する東海道吉田宿~浜松宿の6か宿と、逆に迂回路として利用する旅行者が増加したままであることから、対応に苦慮する本坂通側との双方が、

幕府道中奉行にはたらきかけたからである。幕府は宝永7年3月に通行制限令、享保2年10月に利用禁止令を本坂通に出した。こうした一連の動向については、近年では渡辺和敏氏の研究がある(3)。渡辺氏は、浄円院の本坂通通行については指摘しているが、その詳細については言及していない。

江戸に生母を迎えることになる將軍吉宗は、享保元年4月に前將軍家継が死去すると、間部詮房・新井白石らを罷免し、自身の政治体制を整え、8月13日には征夷大將軍に任官した。翌2年3月、天和令に復した武家諸法度を発令し、そのほか持続的に各種の政治刷新を断行した。いわゆる享保改革である。この時期の陸上交通政策については深井甚三氏の研究があり、享保改革の段階区分との関連を重視して検討している。そのなかで、大規模通行となる通信使について触れることはあるが、浄円院の通行については取り上げていない(4)。

こうした研究状況を改善するために小稿では、浄円院の江戸下向を検討する。ただ、通行の全体像を明らかにすることは、筆者の能力を超える。そこでここでは、幕府の指示を紹介することからはじめ、それに応じた三河吉田藩と藩領の村々とが、どのように通行に関わったかを中心に検討することにした。

1 江戸下向の発令

享保3年2月21日、幕府は浄円院が紀伊和歌山から江戸へ下るための迎え役人として、若年寄・留守居・目付以下の諸役人を決定した。さらに翌22日には、迎え役人は和歌山へ赴くこと、二条城の在番をつとめる大番頭のうち江戸に戻る大久保豊前守忠庸・岡野備中守成勝の2隊は、大坂で浄円院一行を出迎えて警備にあたること、その際、宿泊場所には鉄砲10挺を備えること、などの道中規定を発令した。さらに同月27日、下向の際の宿割役人を決定し、和歌山に向かわせた。3月4日には迎え役人に対し、浄円院が使用する街道を東海道・美濃路・本坂通とすることが指示され、同月7日には上方代官石原正勝に対し、台所方の担当を命じた⁽⁵⁾。

幕府は3月13日、道や橋は傷んでいる場合だけ補修、道の掃除は通行の前日、休泊地の火消番は当日、用意する人馬も余分は不必要、などの通行時の対応を示した⁽⁶⁾。

浄円院様御下向ニ付、

覚

- 一常々往還之儀ニ候條、道橋別て悪敷所は有之間敷候得共、若御供中之つかへに可成所も候ハ、直させ可申候、其外掃除等之儀ハ御通一日前より可申付候、且又御道脇之芝など損し候共、付候にハ不及候、橋など古く候共、あやうき事無之候は、是又修復ニ不及、惣て手桶以下有合を用可申候事、
- 一御泊・御休之所は、当日計火消之者申付可置候事、
- 一宿中横道之所など仕切候ニ不及候、足軽差出し、人留可申付候、尤侍をも見計、付置可申候、然とも惣体人多無之様に可差出候事、
- 一御通道家其外何ニても、見苦く候とて、困候にハ不及候事、
- 一領分之内宿遠き所は、野間ニ御駕籠居候

所一ヶ所、随分軽く修理可申付候、御供中之休所ハ拵候ニ不及候、人馬過分之余慶集置申間敷候事、

右之趣に随ひ、惣体軽く可被申付候、以上、

^(13日)
三月

迎え役人一同は3月15日、將軍吉宗に賜暇のために拝謁した。特に、責任者たる若年寄石川総茂には、吉宗自身が羽織を下賜した。

その後、3月21日には浄円院に随行する諸役人に対し、責任者の指示にしたがい、作法を守り、油断なくつとめることに加え、道中における争いごとの禁止や防火についての心得を示した⁽⁷⁾。

今度 浄円院様御下向被遊候ニ付て、

御供之面々可心得趣

一御供之面々作法能、諸事心を附、昼夜無油断、可有勤仕事、

一喧嘩・口論之儀、相慎、下々ニ至迄、入念可申付事、

一御休・御泊之宿々におゐて、火之本之儀可申付事、

一御休・御泊之宿々にて若出火之事有之節、

早速御本陣え集、風竝あしく候ハ、よろしき方え御供可仕事、

一召連候面々下々ニ至るまで、道中押買狼藉一切不仕様ニ可申付事、

一万事石川近江守任差図、諸事入念相勤可申事、

右之趣、堅可被相守之候、以上、

^(21日)
三月

さらに3月24日、道筋の領主に対し、紀伊和歌山から浄円院が東海道・美濃路・本坂通を利用することを伝え、在国の場合は同行する若年寄に対してご機嫌を伺い、浄円院への献上品を一度だけ出すように、と指示した⁽⁸⁾。

一今度紀州より 浄円院様御下向、東海道・美濃路・本坂通ニ候、依之御道中御昼休・御泊、其所之領主在邑之面々領分之内、御昼休・御泊共ニ被成御着座候所ハ、於御泊石川近江守旅宿迄罷越、御機

嫌相伺、且又近江守旅宿迄以使者、御肴
一二種勝手次第一度可差上候、於御昼休
ハ伺御機嫌候ニは不及候、尤御昼休計ニ
被遊御着座候領分は、御昼休にて右之通
ニ可仕候、

一在江戸之分は右に准し、御泊又は御昼休
之場所、近江守旅宿え 以使者伺御機嫌、
且又御肴一二種勝手次第一度可差上候、
右之通、御道筋領主々え可被相触候、以上、
三月^(24日)

この時期、吉田藩主松平信祝は、享保2年
6月25日に吉田に帰って在国中で、翌3年7
月朔日に出席した⁽⁹⁾。

2 幕府迎え役人・和歌山藩主の通行

幕府目付鈴木伊兵衛直武以下の諸役人で構
成される迎え役人の先遣隊は、3月20日に江
戸を出立し、同月26日に気賀宿で宿泊した⁽¹⁰⁾。
その後は、嵩山村から吉田を経て東海道を上
る行程だったので、吉田藩ではこれに備え、
吉田宿から京都方面に延びる西往還の掃除を
指示する廻状を宝飯組同心が出した。ここに
ある「明早天」の出役は、同日付の上司であ
る同組札元の廻状では「夜中々指出し」と変
更された⁽¹¹⁾。

御先方様嵩山村々吉田通被遊候様ニ承候、
依之其村々毎茂之通り掃除人足明早天に無
間違指出し可被申候、急候間、早々村順能
相廻し可給候、

三月廿六日^(享保3年) 石田兵右衛門^(宝飯組同心)
横須か村 馬見塚村 羽田村 下地村
右村々庄屋中

次いで3月21日に江戸を出立し、同月27日
に気賀宿で宿泊したのは、賄方組頭以下の諸
役人だった⁽¹²⁾。

嵩山村へ出人馬覚
一人足五人 一馬八疋 羽田村
一人足四人 一馬四疋 野田村
一人足三人 一馬三疋 三相村

一人足三人 一馬三疋 吉川^(村殿)
一人足三人 一馬四疋 馬見塚村

右者浄円院様御下向ニ付、本坂通り道筋先
達而御見分之御方様嵩山村御通行被遊候ニ
付、右人馬割合之^(行方)之通り明廿七日昼七時
嵩山村江^(候脱カ)參着様ニ能馬ニ大鞍置、尤人足も
能人足吟味致、才料壺人つゝ相添、間違無
之様に指出し可被申候、

一人馬名付先達而嵩山村へ指出し可被申候、
此廻状刻付を以早々相廻し、村下に庄屋印
形加へ、我等方へ相返し可被申候、大切之
御事ニ候間、油断有間敷候、以上、

三月廿六日^(八名組代官) 長坂庄左衛門
右村々庄屋中

これらは、吉田藩の農政を担当する地方役
所が出した。嵩山村への人馬用意を指示した
3月29日付の廻状は、宝飯組代官である中山
金左衛門の発令だった。その文面中に「此度
儀者大切成御通り御用候間、外江出人足相止
候而も壺疋・壺人も不足なく急度指出」よう
にとあり、さらに「我等儀、今度嵩山人馬御
用被仰付候間、於不足者庄屋・組頭吟味之
上、越度可申付候」とある⁽¹³⁾。ここでは、人
足29人・馬49疋の用意を指示している。これ
は、3月24日に江戸を出立し、4月朔日に気
賀宿を通過した宿割役人、幕府道中奉行付属
の与力・同心に対するものであろう。さらに
着目したいのは、吉田方五か村・下地村・大
村五か村を宛所に行っていることである。同様
の廻状は、4月2日と翌3日と続き、同月10
日にもある⁽¹⁴⁾。地方役所はこれらの村々を
浄円院通行の際の中核に位置づけたといえよ
う。したがって、嵩山人馬御用村と呼ぶこと
ができるだろう。

以後、浄円院通行に関する領内への廻状は、
中山を中心としながら、地方役所と藩有林を
担当する山方役所の役人衆が単独、あるいは
連名する形で発せられた。山方奉行の中山新
五左衛門も準備開始早々の4月2日、「今度
浄円院様御館ニ付、為御迎本坂越被為遊 御

通行情」御用があるとして19か村の庄屋に対し、「明三日七つ時ニ嵩山村(中略)着可被申候、尤羽織袴ニ而相勤申候、其心得可有之候、三日之夕者此方ニ而一宿可申候間、禰道具心掛」のように指示した。この廻状には「大切之御用ニ候間、油断有間敷」とある⁽¹⁵⁾。

3月27日に江戸を出立し、4月4日に気賀を通過した本隊ともいふべき若年寄石川総茂・留守居朽木則綱・目付木下信名などに対する往還掃除や人馬の提供もはじまった。通行前々日の4月2日、前日と当日早天の西往還掃除役について、下地村・横須賀村・羽田村・馬見塚村に廻状が出され、盛砂や芝の手入れが指示された⁽¹⁶⁾。前掲3月26日付の廻状と併わせ、これらの村々は、西往還掃除役村と呼べるだろう。

覚

若御年寄 石川近江守様
御留守居 朽木^(則綱)周防守様

右御兩人様来ル四日御通行被遊候、盛砂支度可有之候、

御目付 木下^(信名)清兵衛様

右之御方様ハ盛砂不入、何も様へ掃除等入念可申候、以上、

四月二日 齋藤茂左衛門^(宝飯親札元)

下地村 横須賀村 馬見塚村 羽田村
右村々庄屋中

右之村々へも相廻し可被申候、明三日ハ掃除人足指出し、芝等悪敷候ハ、仕直し申候様ニ可致候、以上、

迎え役人の一部は東海道を利用した。吉田方五か村は二川宿の大助に指定されていたので、二川宿からの指示に基づき、人馬を用意した。員数を知らせる助郷触は、本宿である二川宿問屋か、加宿である大岩町問屋が出した。

4月3日に二川宿問屋から吉田方五か村に対し馬58疋を翌4日の明六つ時迄に到着するように助郷触があり、4月4日には大岩町問屋から同じく人足95人を翌5日明六つ時迄に

到着するように助郷触が出された⁽¹⁷⁾。東海道を上向する行列の規模が大きく、二川宿を通過するのに、2日間を要したようである。

和歌山藩主徳川宗直も同様に国元に向かった。吉田の通過に備え、西往還掃除役村に対し、4月6日付の廻状で出役が命ぜられた⁽¹⁸⁾。

紀州様来ル九日ニ御上向被遊候間、西往還掃除人足八日之朝ハ出し可被申候、野間盛砂入申候、

一下地村喰違坂前々之通可被^(付脱カ)申候、野道横小路庄屋・組頭之内袴羽織着シ人留可致候、以上、

四月六日 齋藤茂左衛門

下地村 横須か村 馬見塚村 羽田村
右村々庄屋中

この通行に合わせ、4月9日の朝五つ時までに馬47疋を参着させるように、とする助郷触が前日に二川宿問屋から出された。しかし、今切渡船が延引し、同月10日に通行が延期された結果、4月9日夜七つ時までに馬58疋を到着させるように、とする助郷触が大岩町問屋から出された⁽¹⁹⁾。助郷触からすれば、和歌山藩主は東海道を上向したことになる。なお、馬と馬士は一度帰村してから、再度馬数を増やして出役したのであろう。

3 下向準備の進展

迎え役人と和歌山藩主徳川宗直が東海道を西上する間も、浄円院の江戸下向の準備は進んだ。幕府道中奉行は4月4日、浄円院の行列への対応を指示した⁽²⁰⁾。

覚

一今度

浄円院様紀州より御下向ニ付而、御道筋宿々之者男女共ニ、御目通江罷出有之儀者不苦候、併外より御通りを押し候とて、人多集候儀者、可為無用候事、

一御料御通り之節者、御代官并手代等迄

御目通ニ可罷在候事、但代官所ニ而役人^(出カ)

不足之所者、名主又者其所ニ而おも立候者、手代ニ相加しまり々々へ差出相勤させ可申候、御通り之節番人者退き平伏仕可罷在候事、

一私領茂先達而相達候通家来并足輕等しまり々々へ指出可申候、御道筋江ハ家来出置候に不及候事、

右之趣御領・私領江可被相触候、已上、
(四日)
 戌四月

右之通被 仰出候間、可得其意候、此触状宿々無滞様ニ随分差急キ、尤刻付を以相送り、留り宿の伊勢守方江宿送りを以可相達者也、

戌四月 (道中奉行 伊勢貞敏)
 伊勢御印
(同 松平重良)
 石見御印

東海道

品川の本坂通

美濃路大坂迄

大坂の山中迄

右宿々問屋

年寄

吉田藩は村々から足輕を雇うことを計画し、4月5日に26か村で合計40人を選び、下五井村庄屋方に組頭が宰領として同道するように指示した⁽²¹⁾。これは、3月13日付の幕府触書に横道への進入阻止の際に足輕を用いる、という部分があること、4月4日付の道中奉行触書でも繰り返されていることの反映であろう。

此間御通ニ付、村々ハ足輕ニ成もの御雇被成候、左之割通差出し可被申候、依之来ル八日我等共下五井村庄屋方へ参候而改申候、五六ヶ村村ニ而組合、宰料(領)壹人つゝ、附、朝

五つ過(總親方)ハ指可被申候、以上、
 四月五日 三輪十郎兵衛
 長坂庄左衛門
 伴 才 助

下地村式人 大蚊里村壹人
 住吉村式人 大磯村式人
 沖木村式人 柴屋村式人

行明村式人 柑子村式人
 正岡村壹人 長山村式人
 篠東村式人 宿村 壹人
 小坂井村式人 伊奈村三人
 梅藪村壹人 前芝村壹人
 日色野村壹人 平井村式人
 下五井村三人 清須村壹人
 横須か村壹人 馬見塚村壹人
 吉川村壹人 後 野田村式人
 前 三相村壹人 羽田村式人

右村々庄屋中

此廻状早々順達、村々下ニ致印形、留村ハ可相返候、以上、

当初、4月8日に出頭することが求められていたが、和歌山藩主の通行が迫っていたために同月16日に日延べとなった⁽²²⁾。

4月10日の廻状では、嵩山人馬御用村に対し、用心囲駕籠を用意するために、検見駕籠の調査を命じ、7挺を用意できることが判明した⁽²³⁾。

覚

浄円院様御下向御用ニ付、用心囲駕籠ニ致置候間、村々に検見かこ、其外可有之候間、壹ヶ村ハ何挺可指出と村下ニ員数書付相廻し、明十一日迄之内、此廻状留村ハ可被返候、以上、

四月十日

中山金左衛門

小田彦之進

吉野運八

長瀬村 壹挺御座候 住吉村 柴屋村
 大磯村 壹挺御座候 沖木村 同断
 下地村 貳挺御座候 羽田村 無御座候
 野田村 壹挺御座候 三相村 無御座候
 吉川村 無御座候 馬見塚村 壹挺所持仕候

此廻状村順よく相廻し可被申候、以上、

結果は挺数不足だったようで、4月13日には検見駕籠を持っていない村々を除き、横須賀村・下五井村・大蚊里村・行明村を新たに加えたうえで、4月20日までに嵩山村に駕籠

を届けることが、廻状によって指示された。その際の発令者には、前掲の3人に加え、吉野安右門が加わった⁽²⁴⁾。中山が、宝飯組代官でありながら嵩山人馬御用であることは既述した。吉野運八は渥美組札元、小田彦之進は山方奉行、吉野安右門は八名組代官でありながら、中山同様に嵩山人馬御用に当たっていたのである。

4月16日には、「乱心もの」「酒狂人」「はなれ馬」「犬猫」などを対象とし、通行時に対応することを指示するとともに、出役する人足のかぶり物を禁止した⁽²⁵⁾。さらに同日には、家老小島助左衛門・用人和田理兵衛が道筋を見分するので、同月18日から予定していた往還掃除を一日前倒しするとともに、人足の増員を指示する廻状を出した⁽²⁶⁾。

雇い足軽は、4月17日に14名の人选が終わり、同月22日昼の出頭が指示された。その際に宰領として同道する高足村は、「髪月代等随分奇麗ニいたし、見苦敷無之様ニ可申付候、頃日足軽ニ出候者共勿論、髪月代其外身廻念入、服着相改可出候、右才料ハ町宿にて仕度等世話候」と命ぜられた⁽²⁷⁾。この廻状は、渥美組代官の三輪十郎兵衛から出された。

4月17日、嵩山人馬御用の中山金左衛門から吉田方五か村は、浄円院一行の先発となり江戸へ下る御先女中衆御用のために、嵩山村まで人足35人を出役するように指示された。その際の廻状には、「只今御先触参候、惣本御通御用出人足刻限致延引候、^(前略)大切成御通ニ候間、刻限之通急度罷出候様ニ可被申付候、若於遲滞重而詮義之故^(上)可為越度候」とあり⁽²⁸⁾、日程が全体的に遅れ気味であることが記されている。

さらに4月20日には、追加として馬14疋・人足54人を吉田方五か村が用意するように中山から廻状が出された。その際には「人馬殊外手支申候ニ付、其村々江相触申候」と、理由が挙げられ、「大切成御用ニ而^(中略)壹疋・壹人不参をいてハ可為越度」と示され、「才領

相添、面付いたし、先達而才料持参」を命ぜられた。さらに同日には、嵩山村本陣宛の御用荷物を運ぶための人足24人の出役も、三輪から吉田方五か村に指示された⁽²⁹⁾。

雇い足軽については、4月20日付の廻状において「度々申触候処ニ、只今殊外村方聞ケ敷も可有之と存候ニ付、其村々へ御雇不被成候由」が村々へ伝えられたが、翌21日には、「昨日^(申方)触候雇人足之儀、此方病人など出来、又前之通御雇不被成候由」となり、「明日朝四つゝ九つ過迄之間、我等方迄可被差越候」に変更された。病気による欠員は2名だった⁽³⁰⁾。決定事項が翌日には撤回されたのである。

4月21日の急御用を命じた廻状では、三相村・馬見塚村・吉川村に馬1疋づつを用意させ、三相村・馬見塚村は、吉田城の二の丸下台所前で待機する雨宮平八・杉山半蔵まで、吉川村は八丁小路の中川半太夫まで出向くように指示した。翌22日には、同じく馬3疋を廻状到着次第に吉田城三の丸門にある小屋で待機する賄方堀口沖右衛門まで出向かせるように命じた。場所や役目から嵩山村における接待に関係する廻状であろう。後者の廻状には、「人馬も此節不自由ニ可有之候」とある⁽³¹⁾。村々の負担は限界に近づいた感がある。

4 浄円院の下向とその後

浄円院は、4月15日に和歌山を出立し、江戸へ向かった。その際、和歌山藩士巨勢十左衛門由利以下22名が幕府御家人に加えられて供奉した。一行は、同月21日に美濃路清須宿で昼休み、東海道鳴海宿で止宿、翌22日は赤坂宿で1泊し、御油宿を経て、吉田領内に入った⁽³²⁾。

『大河内家譜』によれば、「同三年戊戌四月廿三日就浄円院御方從紀州御下向、吉田城下町暫御休、領内三州嵩山村昼御休、因往于石川近江守総茂旅宿、窺御機嫌、且以使者御肴二種献上之」とある⁽³³⁾。すなわち、浄円院一

行は吉田城下で小休み、嵩山村で昼食休憩をとったのである。同行する石川総茂の旅宿には、吉田藩から使者が赴き、献上品を呈した、ということになる。

しかし、江戸下向の際も一部は東海道をを使用したようで、吉田方五か村は二川宿問屋からの助郷触で人足58人を用意した⁽³⁴⁾

今夜明ケ七つ時人足二川へ参着

一人足廿人 羽田村 一同拾六人 野田村
一同六人 三相村 一同五人 吉川村
一同拾壱人 馬見塚村

右者 浄円院様御下向被為遊候ニ付、人足刻限無相違御出し可被成候、尤本坂越被為遊候得共、御大切成御通ニ御座候ニ付、為御用相触申候、併御通之方々様何程共難計御座候へハ、此表御通大分ニ御座候ハ、又々可申遣候間、其村々人足百石ニ八人宛之御支度可被成置候、急ニ申遣可申候間、其節随分急キ爰元へ着候様ニ可被仰付候、人足之義御太切成御通ニ御座候間、御吟味被成、年寄・子共ハ御出し被成義無用ニ候、以上、

四月廿二日 二川問屋 五左衛門
羽田村の先々御庄屋中

そこには、助郷高100石につき人足8人と割付基準が記されるとともに、急御用ではあるが、大切な通行であるので、年寄・子ともは出役させないように、と注意喚起されていた。

4月24日、当古村の渡船場で定員超過による事故が発生したことを知らせ、水死人の捜索を指示する廻状が下流域の村々に対し、八名組同心から発せられた⁽³⁵⁾。

当古村渡シ所ニ而人足共大勢乗り合、依之けが有之候、其村々川筋之内二川入之死人と相見へ申もの有之候ハ、早速当古村迄注進可被申候、尤吉田ニ而役所へも注進御申可有候、此廻状急々相廻シ、可被申候、面付如此ニ候、

四月廿四日 鈴木権太左衛門

杉山権内

犬子村 瀬木村 柑子村 行明村
長瀬村 住吉村 吉磯村^(大) 沖木村
柴屋村 下地村 横須加村^(寛) 三相村
馬見塚村 前芝村

右村々庄屋中

浄円院の通行後、帰村する人足で混み合ったことが原因だった。水死人を発見したことをうけ、翌日には事故処理の終了を知らせる廻状が出た⁽³⁶⁾。

浄円院は、4月23日には気賀宿で泊まり、翌24日は東海道見付宿で休み、袋井宿で泊まり、その後も順調に旅を続け、5月朔日に江戸に到着した⁽³⁷⁾。

6月11日に嵩山人馬御用役の中山金左衛門が出した廻状によると、浄円院の通行に渥美組村々の15か村だけで馬563疋・人足1万317人を用意した⁽³⁸⁾。7月23日になり、嵩山村庄屋から迎え役人が下付した人馬賃銭の割当が通知された⁽³⁹⁾。

戌三月廿八日夕四月五日迄

一金四兩貳分四百六拾五文 人馬賃銭
内 金壺兩壺分三百廿五文ハ

右御通之日数之内、紙・筆・墨・
らうそくの代ニ引、

残三兩壺分百四拾五文

兩ニ付、貳貫五百文かへにて

此錢八貫貳百廿八文

高三万五千五百廿五石ニ割

百石ニ付、貳拾貳文貳分三厘つ、

右者当春 浄円院様御下向之節、御迎之衆中様人馬賃銭被下置候所ニ、彼是延引仕、只今迄割合不仕候ニ付、此度割符仕相渡し可申候間、村々御庄屋衆中様御印判御請取被成、八月朔日迄迄之内ニ嵩山村与八郎方迄、組頭衆中被遣御請取可被成候、尤高百石ニ付賃銭何程と前書ニ印帳面相廻し^(申候力)□□間、披見可被成候、村数□^(多力)ク御座候ニ付、不順に御座候間、村順よく早々御廻し被成、留り村の此帳面嵩山村へ御返し可被

成候、以上、

戊七月廿三日 嵩山村庄屋 権右衛門
与八郎

(111か村略) 右村々御庄屋衆中

浄円院は江戸城二の丸に住み、享保11年6月9日に死去した。これに伴い、幕府は將軍吉宗と世嗣家重に対する御機嫌伺いのための総出仕と普請・鳴物停止令を発した⁽⁴⁰⁾。

覚

一浄円院様御逝去ニ付、為伺御機嫌、明
十一日 御本丸・西丸え惣出仕有之事、
一普請ハ今日より十六日迄、鳴物は来ル廿
三日迄停止之事、

六月

『信祝座右記 抄』によれば、吉田藩は6月12日に領内村々に対し「普請ハ七日停止、鳴り物ハ追而免候迄停止」を命じ、同月15日には藩主信祝は「月順公儀御中陰ニ付家中之礼不請、年寄共ニ逢〔浄円院様之御中陰也〕」だけとした。ようやく、6月17日に「在中普請今日免之」と領内の普請を再開し、翌日には「明十九日ハ家中之普請、兼而云付置之通免之旨為云聞」た。6月26日になり「鳴物停止免之、但遊興等之鳴物ハ此節遠慮して可然候と年寄共心得候様ニ可申聞之由云付」けた⁽⁴¹⁾。普請・鳴物停止の解除に対する配慮は行き届いたものであった。

おわりに

以上、浄円院の江戸下向につき、幕府の発令をうけての吉田藩の領内村々に対する指示、視点を変えれば村々の課役負担という側面を中心に検討した。要約と課題を指摘して結びとしたい。

享保2年(1717)10月に本坂通の利用を禁止したにもかかわらず、翌3年2月に生母浄円院を江戸に下向させる際に利用するという決定は、將軍の意思の貫徹であり、専制君主としての面目躍如というべきであろう。同月

付で、領知高20万石以上の諸大名に対する参勤時の従者減員を一方で命じていることから⁽⁴²⁾、意思という表現を超えて、恣意というべきであろう。

浄円院の江戸下向に伴う迎え役人のほとんどは、本坂通を利用後に吉田を經由して和歌山に向かった。江戸下向にともなう実況見分のためである。浄円院は迎え役人に幕府御家人に編入された旧和歌山藩士を加え、大坂で大番頭の出迎えをうけ、美濃路を經由して東海道を吉田まで利用し、本坂通から再び東海道に戻ったうえで江戸に下向したのであった。

吉田藩では領内村々に対し、人馬の提供、往還掃除、足輕の雇用、用心困駕籠の用意などを指示した⁽⁴³⁾。7月23日付の嵩山村庄屋廻状の宛所については村名を省略したが、享保2年8月の領知朱印状によれば、藩領7万石の中心をなす城付三郡の村数は、渥美郡28か村、八名郡39か村、宝飯郡45か村の合計112か村であったから⁽⁴⁴⁾、ほとんどの藩領村々が関わったことになる。すなわち、吉田藩挙げての対応だったのである。

そのため、徐々に人員や馬匹の不足が発生し、課役負担は限界に達しつつあった。加えて、帰村を急いだことから当古村の渡船で事故が発生した。

今後は、浄円院の江戸下向の全体像、吉田藩を除いた通行に際しての各地での対応などを究明し、こうした大規模通行を江戸幕府の陸上交通政策に位置づけることが必要である。

註

- (1)「参河国聞書」、久曾神昇編『近世三河地方文献集』(国書刊行会、1980年)225頁。以下、引用部分の〔 〕は割書を示す。
- (2)豊橋市史編集委員会『豊橋市史』第2巻(豊橋市、1975年)330頁、愛知大学総合郷土研究所『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』御用留2(愛知大学、1980年)「解題」33頁。
- (3)『舞阪町史』上巻(静岡県浜名郡舞阪町、1989年

- 9月) 457～464・502～504頁〔渡辺和敏氏執筆〕、渡辺和敏「本坂通(姫街道)」、『東海道路交通施設と幕藩制社会』(岩田書院、2005年) 263～266頁。
- (4) 深井甚三『幕藩制下陸上交通の研究』(吉川弘文館、1994年) 150～151頁。
- (5) 以下、『徳川実紀』中の浄円院下向については、「有徳院御実紀」巻6、『新訂増補国史大系第45巻 徳川実紀』第8篇(吉川弘文館、1999年) 104～109・111～112・114頁。
- (6) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、1976年) 824号。触書に旁註で付した日付は、前掲註(5)による。
- (7) 同上書825号。
- (8) 同上書826号。
- (9) 前掲註(2)『豊橋市史』第2巻326頁。
- (10) 以下、迎え役人の和歌山上向の日程は、「享保三ヶ延享四卯迄 ろ三(享保三ヨリ延享四迄 本坂通御往来留書三)」、木村文雅『細江町史』資料編1(細江町、1980年) 215～219頁。
- (11) 掲註(2)『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』御用留2、202頁。
- (12) 同上書202頁。
- (13) 同上書205頁。
- (14) 同上書206～207・208・213頁。吉田方五か村は、羽田村・野田村・三相村・吉川村・馬見塚村、大村五か村は、長瀬村・住吉村・柴屋村・大磯村・沖木村である。
- (15) 同上書206頁。
- (16) 同上書205～206頁。
- (17) 同上書207・209頁。
- (18) 同上書210頁。
- (19) 同上書211～212頁。
- (20) 前掲註(10)『細江町史』1、236～237頁。
- (21) 前掲註(2)『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』御用留2、210頁。
- (22) 同上書211・216～217頁。
- (23) 同上書213頁。
- (24) 同上書216頁。
- (25) 同上書218頁。
- (26) 同上書219頁。
- (27) 同上書221頁。
- (28) 同上書221～222頁。
- (29) 同上書223頁。
- (30) 同上書223～224頁。
- (31) 同上書224～225頁。
- (32) 「尾張街道宿場留」、佐屋町史編集委員会『佐屋町史』史料篇2(佐屋町史編纂委員会、1980年) 657頁。
- (33) 「大河内家譜」、豊橋市史編集委員会『豊橋市史』第6巻(豊橋市、1976年) 626頁。
- (34) 前掲註(2)『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』御用留2、225～226頁。
- (35) 同上書226頁。
- (36) 同上。
- (37) 前掲註(10)『細江町史』1、206頁。
- (38) 前掲註(2)『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』御用留2、247～248頁。
- (39) 同上書271～272頁。
- (40) 前掲註(6)『御触書寛保集成』559号。
- (41) 「信祝座右記抄」、前掲註(3)『豊橋市史』第6巻、964～965頁。
- (42) 前掲註(6)『御触書寛保集成』888号。
- (43) この他に、大工・木挽・屋根葺きなどの職人も動員した(拙稿「享保期における三河吉田藩の町裏支配」『愛知大学総合郷土研究所紀要』第64輯〔愛知大学、2019年〕59頁)。
- (44) 前掲註(3)『豊橋市史』第6巻625～626頁。